# 第4回小松川・平井地区中学校統合に向けた合同会議 議事録(要旨)

【日 時】 令和元年 9月9日(月) 19:00~20:15

【場 所】 小松川区民館3階 集会室第2・3

## 【主な内容】

## 1. 令和2年度入学者への特例措置について:

○来年度の入学者が中学 3 年生になった時に統合をすることから、先を見据えて中学校を選択できるよう特例措置を行う。統合後に小松川二中の通学区域となる小松川小の児童の現在の指定校は小松川一中だが、特例措置で令和 4 年 4 月からの指定校となる小松川二中も選択できることになる。また、統合後に統合校の通学区域となる平井南小の児童の現在の指定校は小松川二中だが、特例措置で小松川三中も選択できることになる。

#### 2. 前回の議事内容の確認

○前回ご意見いただいた統合時の学用品の支給については現在検討中である。

## 3. 学校名の検討について

○校名の決め方についてご意見いただきたい。

#### (主な意見と回答)

## 1. 令和2年度入学者への特例措置について:

○特例措置で学校の選択の幅をもっと広げることはできなかったのか。

特例措置の大前提として、通学指定校の在り方が問題となり、通学区域の変更にあたりどの程度選択できる幅を設けるかということになる。通学区域が変更となる小松川小の児童は、現在の指定校である小松川一中も希望できるし、特例措置により学校選択制を利用することなく小松川二中も希望できる。通学区域が変更となる平井南小の児童は、現在の指定校である小松川二中も希望できるし、特例措置により学校選択制を利用することなく小松川三中も希望できる。小松川一中は、人数上限を考えると特例措置で受け入れることは難しいが、学校選択制で選択できる可能性はある。区としては、選択の幅を出来る限り用意した。〔事務局〕

○統合校完成後も一定期間、特例措置を行うことはできないのか。

令和4年度から新通学区域になり、特例措置は令和2・3年度入学の2年間とさせていただく。令和4年4月からは新通学区域の学校を指定させていただく。まずは令和4年4月に向けて今現在その影響のある令和2・3年度の新入生に対して最大限選択の幅をご

用意させていただくというのが特例措置の考え方である。〔事務局〕

- ○令和4年度に通学区域が変わると区域によっては兄弟が違う学校に通うことになるのか。 通学区域にあたっては原則そのようなご案内をさせていただいている。私どもの通学す る学校についての考え方はまず 2 段階である。まずは通学区域の学校に行くこと。先ほ どおっしゃったように上の子と下の子が別々の学校に行くという考えは私どももない。 兄弟が通っている学校を選択できる指定校変更という制度があり、その中で十分に対応 できると考えている。[事務局]
- ○兄弟が在学していない場合は、下の子を同じ学校に行かせることができないのか。 そのような問題もあるため、今現在小学3年生の方には入学する前に十分検討していた だいて学校を選択していただきたい。〔事務局〕

#### 2. 学校名の検討について:

- ○地域の方々を中心に幅広い意見を取り入れられる募集方法として公募がよいと思う。公募の対象は、子どもたちは、現役の子だけではなく入学予定者も含めたほうがよい。学校は地域で支えていくもの。地域の人たちの声をたくさん聞くためにも地域に応募用紙が届く方法を考えたほうがよいと思う。ただし、投票数で決めるのではなく、地域の意見を加味した上で校名を決定していく方法が望ましいと思う。卒業生にも応募用紙が回るような形がよい。
- ○令和4年開校となるといつまでに校名を決めなくてはいけないのか。 今年度の3月末までに決めていく。〔事務局〕
- 〇小松川一中、小松川三中と新しい校名を含めた選択肢を 5 校ほど提示する方法、まった く白紙で募集をする方法、小松川一中・三中の選択肢を残しつつ自由な意見を聞けるよう な方法などが考えられる。

ある程度校名の候補を作ったほうがいいのかもしれない。候補がなく公募したら 100 件、 200 件も校名が出てきてしまい、決定するのが難しくなるのではないか。

○小松川二中を考慮した場合、全く違う校名でもよいのか。 他の自治体でも途中の番号が抜けた校名の例はあるため、問題はない。〔事務局〕

- ○小松川第一中学校、小松川第三中学校、平井中学校の校名は対象から外した方がよい。二中のことも考えると、小松川中学校という校名が妥当だと思う。公募をかけずにこのメンバーで考えた上で決定した方がよいのではないか。
- ○公募の案を採用するかしないかは別として、公募は行ったほうがよいと思う。
- ○小松川一中と小松川三中の校名が残る可能性は、最初に示すべきだと思う。
- ○小松川一中の校名にした場合、小松川三中の立場がなくなる。逆に小松川三中の校名にした場合、小松川一中の立場がなくなるため、両校の校名以外にした方がよい。
- ○通学している子どもたちがいない家庭も公募対象とするのか。 学校に関係のない方も公募対象とすることも一つの案としてある。清新ふたば小の時は 全国から応募ができる方法をとり、区域外に住んでいる卒業生も応募ができる形式をとった。(事務局)
- ○合同会議で校名の案をいくつか出して、そのうえで公募を行う。公募の方法としては各小学校・中学校に応募用紙を配付する。また、町会・自治会の定例会でも周知をしてもらう。 江戸川区に在住していない卒業生は、ホームページで応募ができるようにすればよいのではないか。
- ○連合町会に加入していない町会・自治会や町会・自治会がないマンションにも応募用紙が届くようにしないといけない。
- ○連合町会に加盟していない町会・自治会は小松川二中の通学区域に多く、統合校の通学区域の町会・自治会はほとんど加盟している。公募をかける地域については連合町会に加盟している町会・自治会の回覧での周知あるいは各世帯に応募用紙を 1 枚ずつ配付する方法でもよいのではないか。
- ○連合町会に加盟するかしないかは本人の意思ではなく町会・自治会の考えであり、連合町会に加盟していない町会・自治会に投票権がないのは不公平だと思う。

公募は全国的に公開してよい。ただし、統合校の通学区域の方たちが一番関心が高いと思うので、配布する地域は区切ってもよいのではないか。

- ○公募は、統合校に関わってくる一中、三中だけの地域でよいのではないか。範囲を広げて しまうときりがない。
- ○小学校・中学校に通っている子どもたちの保護者までの意見は必要だと思うが、それ以外 の方の意見は必要ないのではないか。
  - 今回の会議で公募をするのかしないのか決めたほうがよいのではないか。 公募をすることに決定する。次回は、公募をする前提で校名の決め方について案を 示す。[事務局]

以上